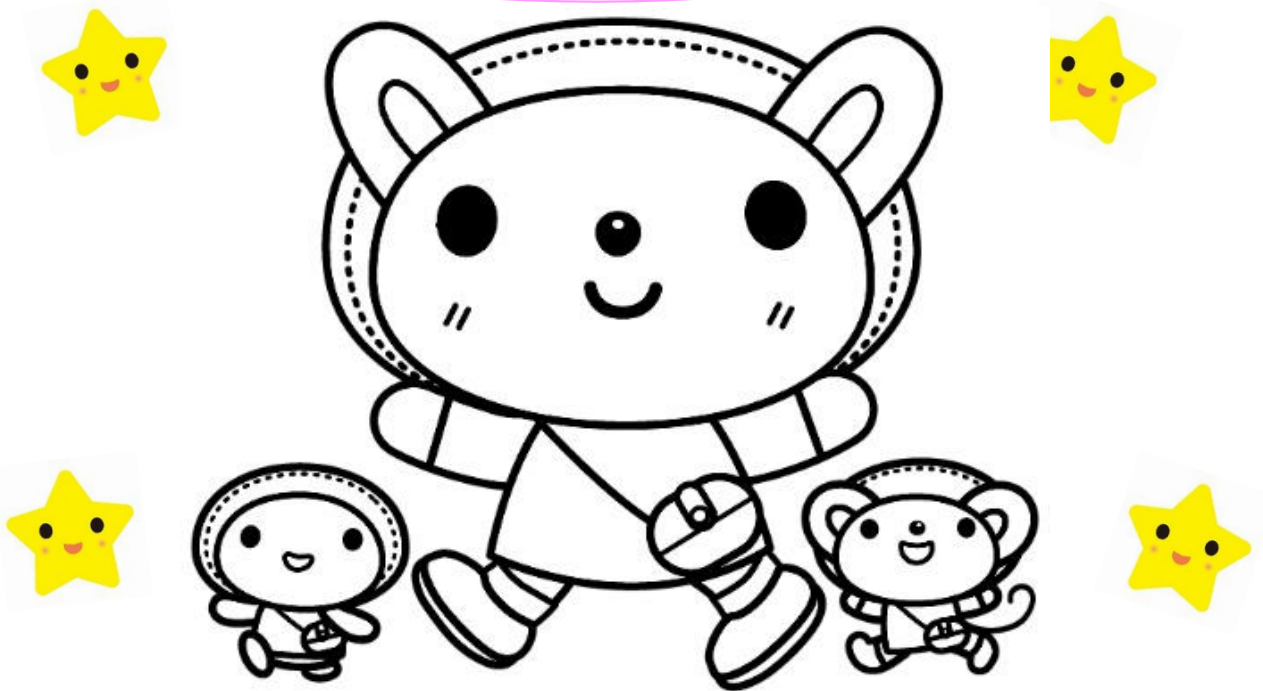
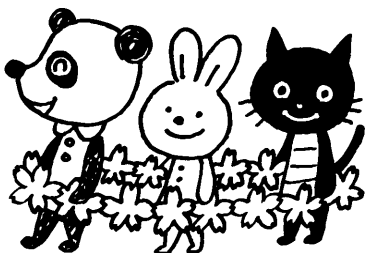


保育所(園)・認定こども園 利用手続きのご案内



◆この冊子に記載されている情報は、令和6年4月現在のもので、
変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください、必要な場合は、下記までお問い合わせください。

保育所(園)・認定こども園の利用についてのお問い合わせ先



立山町 健康福祉課 児童福祉係
〒930-0221
立山町前沢 1169 (みらいぶ3階)
☎ 076-462-9955



目次

1. 就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について	… 2
2. 保育の認定基準と保育の必要量	… 3
3. 保育利用の申請から施設利用までの流れ	… 5
4. 申請に必要な書類について	… 6
5. 個人番号（マイナンバー）	… 7
6. 利用調整について	… 8
7. 入所してからの注意事項	… 11
8. 広域入所について（町外への申請、町外からの申請）	… 12
9. 保育料・副食費について	… 13
10. 保育料（利用者負担額）基準表	… 14
11. 副食費	… 15
12. 子育てのための施設等利用給付認定について	… 16
13. 特別保育事業について	… 18
14. 立山町内の保育施設について	… 20
15. 立山町内の保育所・認定こども園所在地	… 28
16. 立山町内の保育所・認定こども園一覧	… 29

就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について

1. 共通の給付による幼児期の教育・保育施設について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合には、共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育・保育に充てるため、利用者個人に対してではなく、利用施設に支払う形（法定代理受領）で支給されます。

認可された保育園・認定こども園の保育園部分及び地域型保育の事業所内保育施設の地域枠（以下「保育園等」といいます。）の利用を希望される場合は、町が定める基準に従って認定を受けてください。

2. 施設の種類の

就学前の子どもを対象とした施設は以下のとおりです。

施設の種類の	対象年齢	内容	立山町内の施設
保育所	0～5歳児	仕事や病気などのため家庭で保育ができない保護者に代わってお子さんを保育する施設	(公設公営) ・岩嶽保育所 ・下段保育所 (公設民営) ・みどりの森保育園 ・あおぞら保育園 ・かがやき保育園
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	(私立) ・高原保育園 ・むつみ幼稚園
幼稚園	3～5歳児	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	なし
地域型保育	0～2歳児	少人数を対象として保育する事業 「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」等	なし

3. 保育の必要性の認定

保育所、認定こども園（保育所部分）の利用に際しては、保護者の就労などにより、保育を必要とする認定（教育・保育給付認定）を受けることが必要です。

教育・保育給付認定は、子どもの保護者が居住する市町村で行います。

※幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用希望の方は、直接、施設へお問い合わせください。

【3つの認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育

保育の認定基準と保育の必要量

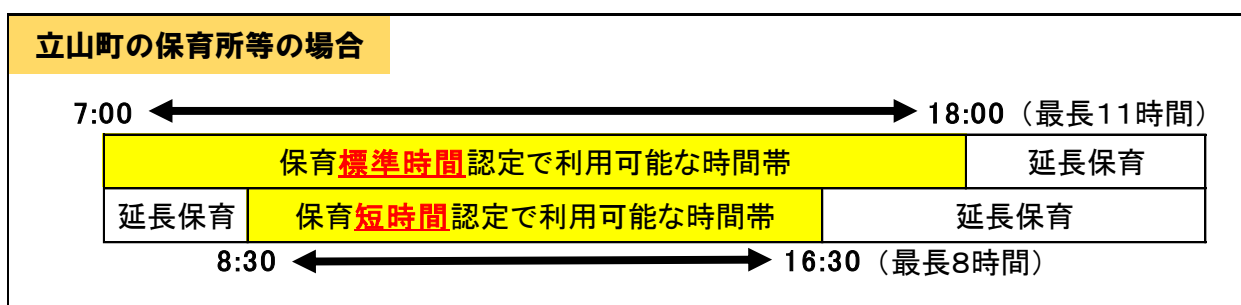
2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。また、就労時間などによって、保育の必要量（保育を受けられる時間）が変わります。

1. 保育の認定基準

	保育を必要とする事由	詳細
1	就労等	家庭外で仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているためお子さんを保育できない場合
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合 (産前2か月、産後3か月(出産月を含む))
3	保護者の疾病、障害	保護者が病気、負傷、心身に障害があるためお子さんを保育できない場合
4	同居親族の介護、看護	同居の親族(長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。)を常時介護又は看護している場合
5	求職活動	求職活動(起業の準備及び派遣者で派遣先が未定の場合を含む。)を継続的に行っていること。(就労予定であること)
6	就学・職業訓練	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)の場合
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること
8	児童虐待・DV	児童虐待やDVを受けている又は再び受けるおそがあると認められる場合
9	育児休業中の特例	(継続児のみ適用) 育児休業を取得する場合であって、育児休業に係る乳児以外の児童(兄・姉)が既に保育所等を利用しており、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合で、育児休業中に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合

2. 保育の必要量（保育時間）

教育・保育給付認定では、保護者の就労等の状況等に応じて保育必要量の認定（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を行います。



「保育標準時間」又は「保育短時間」の利用時間は、上表の色のついた部分の時間内で、必要な時間利用することができます。また、利用可能な時間帯を超える場合には、延長保育を利用することができます。

延長保育には別途延長料金がかかります。ただし、送迎の前後の時間に習い事や買い物等、認定した「保育を必要とする事由」以外で活動する時間には利用できません。

3. 利用調整

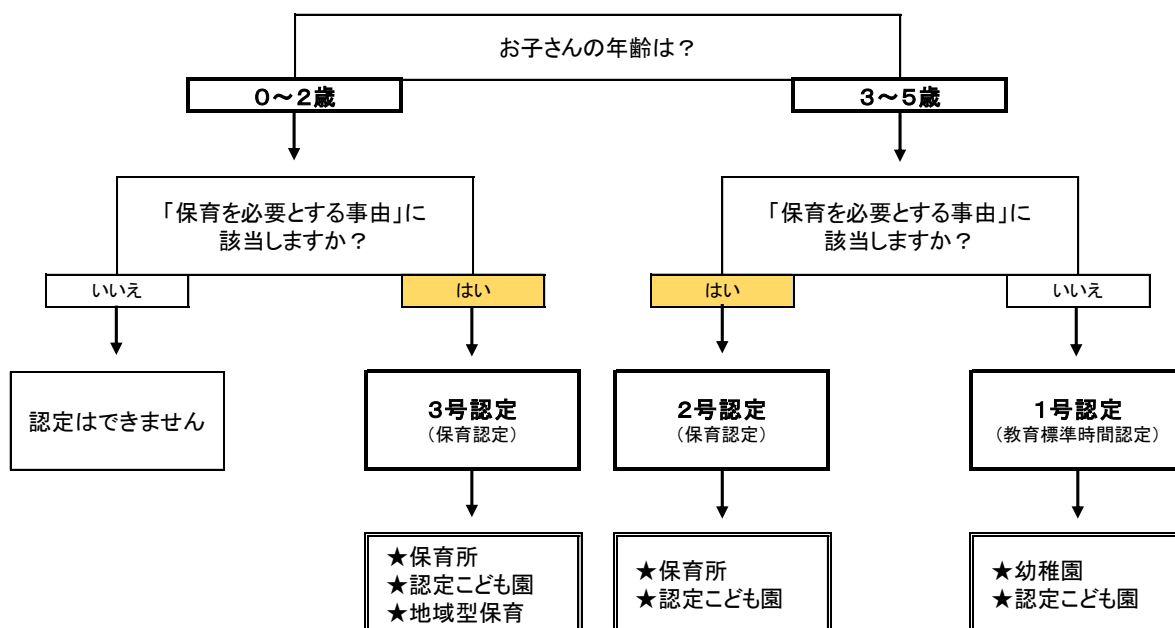
2号認定又は3号認定を受けて保育所等の利用を希望する場合、町が保育の必要性に応じて、利用できる保育所等を調整します。詳しくは8ページをご覧ください。

【保育を必要とする事由と保育時間の目安】

	保育を必要とする事由	保育短時間利用	保育標準時間利用
1	就労等	月48時間以上 120時間未満の就労	月120時間以上の就労
2	妊娠・出産	状況によって希望できる	○
3	保護者の疾病、障害	状況によって希望できる	状況によって希望できる
4	同居親族の介護、看護	月48時間以上 120時間未満の介護等	月120時間以上の介護等
5	求職活動（注1）	○	×
6	就学・職業訓練	月48時間以上 120時間未満の就学等	月120時間以上の就学等
7	災害復旧	状況によって希望できる	○
8	児童虐待・DV	状況によって希望できる	○
9	育児休業中の特例（注2）	○	×

（注1）一年度内に父母、それぞれ1回限りとし、年度内で繰り返しこの事由により入所することはできません。また、認定の期間は3か月となります。

（注2）保護者が育児休業を取得した場合、既に入所しているお子さんは原則、退所となります。ただし、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合で、育児休業中に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合、継続入所を認める特例です。（11頁参照）



保育利用の申請から入所までの流れ

<窓口>立山町健康福祉課児童福祉係（立山町前沢1169 元気交流ステーションみらいぶ3階）
受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始は除く）

1. 入所希望調書及び申請書類の配布

町では保育所等への入所児童希望者数を把握するため、入所をご検討の方に「入所希望調書」を窓口でお渡ししています。入所希望調書を提出された方に申請書類を配布いたします。

2. 申請受付

(1) 1次申請

対象者 令和6年4月入所希望者（求職活動の事由は除く。）

受付 令和5年10月2日（月）～令和5年11月10日（金）

※申請時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

(2) 2次申請 *1次申請の利用調整後、空きのある保育所等で選考します。

対象者 令和6年4月入所希望者で、1次申請をされていない方

受付 令和6年1月22日（月）～令和6年2月9日（金）

※申請時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

(3) 随時申請 *空きのある保育所等で選考します。

対象者 令和6年6月以降の途中入所希望者

受付 入所希望月の前々月の1日から前月末日まで（末日が土日祝祭日の場合は前日の開庁日）

※申請時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

電子申請について

受付の完了には電子申請、添付書類の提出及び児童の面接が必要です。電子申請受付後、児童福祉係から児童の面接等について案内いたします。添付書類の提出及び児童の面接をもって入所申請完了としますので、ご注意ください。

●総務省ぴったりサービス（マイナンバーカード所有者のみ）

3. 入所決定

申請書類により保育の必要性と保育必要量の認定を行います。申請者が受入可能数を超える場合は、町が利用調整を行います。

「支給認定証」と「入所承諾書」を次の時期に郵送します。

(1) 1次申請…令和6年2月初旬発送（予定）

(2) 2次申請…令和6年2月中旬発送（予定）

(3) 随時申請…入所月の前月中旬（例5月末日締切分は、6月中旬）

4. 入所説明会

令和6年4月入所の方は、令和6年2月下旬から各保育所等で実施します。

入所施設から案内がありますので、ご参加ください。

令和6年5月以降の途中入所の方は、町から「入所承諾書」が届きましたら、保護者から入所施設へ直接お問い合わせください。

申請に必要な書類について

- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- 保育を必要とする事由を証明する書類
 - ・事由に応じて必要な書類が異なります。(下表参照)
 - ・お子さんの父母についてそれぞれに提出していただきます。
 - ・お子さんが2人以上同時に申請される場合は、コピーを取らせていただきます。
- 保育時間届出書
- マイナンバーと窓口に来られる方の本人確認書類 (次ページ参照)
- 立山町公金口座振込依頼書
- その他 (委任状など必要に応じてご提出いただく場合があります)

保育を必要とする事由	提出書類	備考
家庭外の就労	就労証明書	勤務先が証明したものの証明日から3か月以内有効
自営業・内職	就労証明書 添付：確定申告書(写)又は個人事業の開業届出書(写)等	自営・内職、農業の手伝い等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。
農業	就労証明書 添付：農業所得の確定申告書(写)等	
妊娠・出産	出産等申立書 添付：母子健康手帳(写) 表紙の番号、出産予定日が分かるページ	出産予定月とその前後2か月の5か月以内の入所が可能です。多胎の場合は、出産予定日の3か月前から入所可能です。
保護者の疾病	疾病等申立書 添付：医師の診断書	入院・治療期間や医師の診断等によって、入所期間が限定される場合があります。
保護者の障害	疾病等申立書 添付：診断書又は障害者手帳(写) 氏名、障害の等級と内容が分かるページ	障害者手帳(身体障害は1～4級)をお持ちの方は、障害者手帳の写しをもって診断書の代わりにすることができます。
同居家族の介護・看護	介護等申立書 添付：介護保険被保険者証(写)や障害者手帳(写)、医師の診断書等	同居親族(長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。)を常時介護又は看護していること。
求職活動 (起業準備) (派遣就労先未定)	求職活動等申立書 添付：求職カードの写し又は雇用保険受給資格者証の写し等	申請後に就労内定が決まった場合は、「就労」への認定変更手続きが必要です。また、入所して3か月以内に就労の確認ができない場合は退所となります。
就学 (職業訓練)	保育実施に関する申立書 添付：在学証明書又は学生証(写)、就学の期間・日数・時間がわかるもの	保護者の卒業・修了予定月までの入所となります。卒業又は修了後すぐに就労される場合は、「就労」への認定変更手続きが必要です。
育児休業 (継続見のみ)	育児休業に係る保育継続申込書	勤務先が証明し、保育所長の意見を付したものの ※新規申請はできません。
その他	保育実施に関する申立書 添付：その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接児童福祉係へご相談ください。

個人番号（マイナンバー）

マイナンバー法の施行に伴い、「施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請書」には、マイナンバーの申告が必要です。これにより、所得課税証明書の添付が不要となります。

申請手続きの際には、以下のものを忘れずにお持ちください。

【保護者（申請者）が窓口にお越しになる場合】

- ・マイナンバー確認資料（対象：申請書に記入した世帯全員のもの）
- ・本人確認資料（窓口に来られる方のもの）

【代理人（申請者以外の方）が窓口にお越しになる場合】

- ・委任状
- ・マイナンバー確認資料（対象：申請書に記入した世帯全員のもの）
- ・代理人の方の本人確認資料（窓口に来られる方のもの）

申請書の保護者（申請者）欄に、父の氏名を記入された場合で、窓口にも母がお越しになる場合、母は代理人となります。

マイナンバー確認資料	本人確認資料
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・マイナンバーが記載された住民票等の写し・通知カード ※氏名、住所等の記載事項に変動がない場合に限り利用可	<p>【顔写真付き身分証明書（以下から1点）</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 等 <p>【身分証明書（上記提示が困難な場合は以下の書類2点）</p> <ul style="list-style-type: none">・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 等

※マイナンバー確認資料と本人確認資料は原本をお持ちください。（コピー不可）

利用調整について

◆立山町保育所等入所利用調整に関する基準

1. 趣旨 保育所等の入所について、施設等受入れ可能数を超える申請があった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

2. 優先順位について

- (1) 基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（点数の高い家庭を優先させる。）
- (2) 基準表（別表）で同点の場合は、第1希望、第2希望の順に優先させる。（第3希望以降も同様の考えとする。）
- (3) 希望状況においても同位となる場合は、①～⑤の順に優先順位を判定する。ただし、①～⑤に関わらず、新規入所申込者を転園申込者より優先する。

①	調整（加算・減算）項目の合計得点（高い方を優先させる。）
②	当該児童の出生順位（同一生計でない者は除外。出生順位の低いものを優先させる。）
③	未就学児童の多い世帯（同一世帯でない者は除外。より多子である方を優先させる。）
④	保育を必要とする日（家庭における保育を必要とする事由の発生日（下表）を比較し、日付の早い方を優先させる。）
⑤	経済状況（町民税課税所得金額の低い世帯を優先させる。未申告や転入者で課税資料未提出者は比較不能なため、最も優先度を低く扱う。）

保育を必要とする事由	保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）
就労 （育児休業明けを除く）	就労日（就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就労予定日
就労 （育児休業明け）	就労復帰予定日（定員により入所不承諾となり、育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰日）
妊娠・出産	支給認定期間初日
疾病・障害・介護	支給認定期間初日
就学	就学日（就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就学予定日
求職活動	支給認定期間初日
災害復旧	支給認定期間初日

- (4) 生命又は身体に危害を及ぼす暴力の言動を受けており、緊急に児童の保護は必要と認められる場合など、児童福祉の観点から町長が特に必要と認める場合には、上記によらず保育所等の利用を認めることがある。

3. 基準表 別表のとおり

4. 広域入所の取扱い

町外に居住する保育認定を受けた児童が、町内の特定教育・保育施設等を利用する場合には、本町に居住する児童の利用調整後、希望施設において児童の受入れが可能な場合にのみ利用できるものとする。

【基準表（別表）】

1. 基礎点数

番号	状況	細目	点数	父	母
1	就労等 ・家庭外就労 ・自営業 ・内職 ・農業	①月実働160時間以上就労 (超過勤務含む。以下同じ)	11		
		②月実働140時間以上160時間未満就労	10		
		③月実働120時間以上140時間未満就労	9		
		④月実働100時間以上120時間未満就労	8		
		⑤月実働80時間以上100時間未満就労	7		
		⑥月実働64時間以上80時間未満就労	6		
		⑦月実働48時間以上64時間未満就労	5		
2	妊娠・出産	分娩・休養のため保育ができない場合。 切迫流産・早産は「3 疾病・負傷」の基準で判断する。 ※母が妊娠出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する (父求職の場合を除く)			
		①出産予定月の前々月から入所	10		
		②出産予定月の前月から入所	11		
		③出産予定月以降の入所	12		
3	疾病・負傷	①疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院	11		
		②精神疾患の場合	10		
		③疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	9		
		④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上の自宅での療養を指示されている場合	8		
4	障害	①身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	11		
		②身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	10		
		③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8		
5	同居家族の介護・看護	①病院等居宅外で介護・看護をする場合は、要する時間を「1.」の基準で判断する。			
		②居宅内で介護・看護する場合は、要する時間を以下の基準で判断する。			
		(1) 月実働160時間以上介護・看護	10		
		(2) 月実働140時間以上160時間未満介護・看護	9		
		(3) 月実働120時間以上140時間未満介護・看護	8		
		(4) 月実働100時間以上120時間未満介護・看護	7		
		(5) 月実働80時間以上100時間未満介護・看護	6		
(6) 月実働64時間以上80時間未満介護・看護	5				
(7) 月実働48時間以上64時間未満介護・看護	4				
6	災害復旧	①災害復旧に要する時間を「1.」の基準で判断する			
7	就学・職業訓練	①月の授業時間（昼休みに相当する休憩時間は除く）を基に、「1.」の基準で判断する。			

番号	状況	細目	点数	父	母
8	求職活動 (起業準備含む)	①求職活動をしている場合(ひとり親家庭で、自立支援のための配慮を要する場合。同居祖父母なし10点・祖父母同居あり8点)	10※ 8※		
		②上記以外で求職活動をしている場合	3※		
		③企業準備は要する時間を基に「5.②」の基準で判断する。			
9	虐待・DV	①関係機関から支援要請がある場合のみとし、「5.②」の基準で判断する。	17※		

※については、調整項目に加算・減算は行わない。

2. 調整(加算・減算)項目

項目	状況	点数	父	母
a	ひとり親世帯	2		
b	生活保護世帯	2		
c	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として勤務又は勤務予定の職員である。	4		
d	既に兄弟姉妹(1号認定又は幼稚園利用)が入所している施設への入所・転所希望。ただし兄弟姉妹が同施設で2号認定を申請している場合に限る。※e・fを優先し、e・fとの重複加算はしない。	3		
e	既に兄弟姉妹(2・3号認定児童に限る)が入所している施設への入所希望。ただし兄弟姉妹が入所希望月に在籍していることを条件とする。	4		
f	1か月以上兄弟姉妹が別々の施設に入所(2・3号認定児童に限る)している世帯において、兄弟姉妹が同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合。※fを優先し、eとの重複加算はしない。	5		
g	就労で施設利用していたが、育児休業取得のため退所若しくは2号から1号に認定変更していた場合。(保護者が育児休業明けの場合のみ加算対象とする。また同時入所希望の児童も加算対象とする。)	4		
h	認定こども園に入所している児童が1号から2号に認定変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合。 ※gを優先し、gとの重複加算はしない。	1		
i	兄弟姉妹3人以上の新規同時申請(転所は除く)	2		
j	多胎児(双子)の新規同時申請(転所は除く)	1		
k	小規模保育所等の地域型保育事業の事業所内保育所等に通園し、満了で終了した児童	3		
l	前年度途中入所申請時に定員を超えていたため入所できず、やむを得ず育児休業を延長した場合(4月入所のみ)	2		
m	育児休業から復帰を予定して入所申請をしていたが、入所ができないまま保護者が勤務復帰した場合	1		
n	転所申請で、転居・転勤・転職等で著しく通園が困難になる理由がない場合※d・fに該当する場合はこの項目の対象外とする。	-5		
o	同じ申請年度中に、入所承諾を辞退した場合	-7		
合計				

父母のうち低い点数をもって採用し、利用調整を行う。(妊娠・出産以外)

入所してからの注意事項

1. 町外へ転出される場合

立山町外へ転出される場合は、転出日のある月の月末で退所となりますので、速やかに「保育の実施辞退願書」を提出してください。

なお、引き続き入所を希望される場合は、新しい住所の市区町村での手続きが必要となりますので、事前に健康福祉課児童福祉係又は入所施設にご相談ください。

転出により支給認定は取消しとなりますので、住所変更をされる前にお手続きください。

2. 保育を必要とする事由や住所、家族の状況が変わった場合

申請書類の記載に変更が生じた場合は、変更届が必要です。

変更がある場合は、入所している施設又は健康福祉課児童福祉係へ速やかにご連絡ください。ただし、月48時間以上の就労が確認できないなど、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、支給認定は取消しとなります。

(変更届出が必要な例)

妊娠の判明、出産、住所の変更、家族構成の変更（離婚、単身赴任、別居、同居など）、就労した、退職した、勤務先が変更となった、就労時間が変更となった、疾病になった、など

3. 事情により退園する場合

退職される場合は、「保育の実施辞退願書」を提出してください。

4. 育児休業を取得する場合

保護者が育児休業を取得した場合、既に入所しているお子さんは原則、退所となります。ただし、3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合や、1, 2歳児で、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合で、育児休業に係る子が満1歳に達する日の属する年度中、若しくは翌年度4月1日に復職する場合に限り、継続入所を認める場合があります。

その場合は、支給認定変更の手続きになりますので、育児休業開始前までに健康福祉課児童福祉係で手続きをしてください。

5. 入所している施設を変更（転所）されたい場合

転所希望の場合でも、新規入所希望の方と同様の流れになりますので、転所希望月の前月10日までに申請書をご提出いただき、利用調整後、結果を通知いたします。

育児休業中の転所希望については、受付いたしません。

広域入所について（町外への申請、町外からの申請）

各自治体の所管を超えて、保育所等を利用することをいいます。

利用に際しては、基本的には自治体間で協議（管外協議）を行い、その利用の可否を決定することになります。

※締切日や必要な書類、保育施設の状況、申請の手順などについては各自治体により異なりますので事前にご相談ください。

（1）立山町内にお住まいで、立山町外にある保育施設への入所を希望する方

立山町で申請をしてください。

※入所希望月の2か月前までに書類の提出が必要です。

※立山町内の施設との併願申請はできません。

◆立山町の広域入所の基準

- ・両親どちらかの職場が入所を希望する市町村にあり、立山町内の保育所等の開設時間に送迎が間に合わない場合
- ・祖父母宅が入所を希望する市町村にあり、かつ両親が送迎できず、祖父母が送迎を行う場合
- ・入所を希望する市町村へ年度内に引っ越し予定（考えている）場合

（2）立山町外にお住まいで、立山町内の保育施設へ入所を希望する方

お住まいの自治体で申請をしてください。

保育料・副食費について

保育施設は、国・県及び町の負担金並びに保護者の負担する保育料によって運営されています。保育料は、家計に与える影響を考慮し、所得に応じて定める額を負担していただくこととなっており、保護者（原則、父母とし内縁関係を含む。）の市町村民税課税額で算定します。ただし、父母の市町村民税が非課税の場合で、父母以外に家計の主宰者（同居の祖父母等）がいる場合は、主宰者を含めて算定します。

※3歳以上の保育料は令和元年10月より無料となっています。副食費のみかかります。

※ひとり親家庭や障害者の方と同居されている場合（以下「母子世帯等」といいます。）は、階層により保育料が軽減される場合があります。

※ご利用する保育施設による保育料の違いはありません。

保育料算定については、以下のように行います。

・保育料は、毎年9月に改定します。改定後、保育料決定通知書をお渡しします。

← 令和6年4月～令和6年8月 →	← 令和6年9月～令和7年8月 →
令和5年度市町村民税課税額で算定 ※令和4年1月～令和4年12月の所得を基に課税	令和6年度市町村民税課税額で算定 ※令和5年1月～令和5年12月の所得を基に課税

※市町村民税は、前年中の所得に基づいて当年度に課税するものです。

保育料決定通知書

・令和6年度当初の保育料決定通知書と新3歳児の保育料無償のお知らせは、令和6年3月末に郵送いたします。継続児の方で、保育料に変更がない場合は、保育料決定通知書の送付はありません。年度途中入所のお子さんについては、入所決定時に送付いたします。

【保育料算定上の注意事項】

- ① 所得が未申告（無収入を含む）の方は、役場税務課又は税務署等で申告してください。
- ② 海外赴任中や海外から転入された方で市町村民税の課税がない場合も、海外での収入を含む前年中の収入をもとに市町村民税額を推計し、保育料を算定します。
- ③ 保育料算定に必要な税資料が確認できない場合は、一旦最高額で決定しますが、確認でき次第正しい保育料に算定しなおします。ただし、年度を遡っての更正はいたしません。
- ④ 諸事情で長期欠席の場合でも退所の手続きをしていない場合は、保育料をお支払いいただきます。

保育料・副食費の納入

施設の種類	保育料	副食費
公立保育所	立山町へ納入	立山町へ納入
公設民営保育園 <small>（みどりの森、あおぞら、かがやき）</small>	立山町へ納入	施設へ納入
私立保育所	立山町へ納入	施設へ納入
私立認定こども園	施設へ納入	施設へ納入
地域型保育事業	施設へ納入	-

※立山町への納入は口座振替となります。振替日は、翌月の10日です。引き落としができなかった場合は、同月25日に再度振替させていただきます。振替日（再振替日）が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

※施設へ納入する場合は、各施設で異なりますので、施設へお問い合わせください。

保育料（利用者負担額）基準表

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の児童は無料となります。

年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の4月1日の年齢で決定します。

階層区分			3歳未満児		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円	
第3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	課税世帯	6,300円	6,200円
			うち母子世帯等	0円	0円
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	97,000円以上 169,000円未満	課税世帯	25,000円	24,600円
			うち77,101円未満の母子世帯等	0円	0円
第5階層	169,000円以上 301,000円未満		35,800円	35,100円	
第6階層	301,000円以上 397,000円未満		42,400円	41,700円	
第7階層	397,000円以上		45,800円	45,000円	
第8階層			49,200円	48,400円	

※1 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。

ただし、父母の課税額が非課税の場合は、世帯のうち家計を主宰する同居の親族（祖父母等）の税額も含め、保育料を決定する場合があります。

※2 市町村民税額は、寄付金控除（国・地方公共団体等に対する寄付金）、配当控除、住宅借入金特別控除などを適用する前の税額を対象とします。

※3 同一世帯において、就学前のお子さんが複数人いる場合で保育所等へ2人以上同時入所しているときは、原則として、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に高い児童が半額、その他の児童が無料となります。

※4 同一世帯において、同一生計の第3子以降のお子さんは無料となります。

※5 第2階層の保育料は無料となります。

※6 第4階層の市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、第1子の保育料は半額、第2子の保育料は無料となります。（多子世帯における年齢制限撤廃）

※7 市町村民税所得割課税額77,101円未満の母子世帯等は、保育料は無料となります。

※8 企業主導型保育園「エミーズナーサリー」は認可外保育園となりますので、保育料については、施設へお問い合わせください。

※年度途中に満3歳を迎えた方は、翌年度の4月から無償化の対象となります。

※「母子世帯等」は、以下の書類をお持ちの世帯が該当します。

ア. ひとり親家庭等医療費受給資格者証

イ. 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

ウ. 特別児童扶養手当受給者証

エ. 国民年金の障害基礎年金証書

副食費

0歳～2歳児は、保育料の中に主食費、副食費（おかず、おやつ代）が含まれています。

3歳～5歳児は、副食費のみかかります。主食はご家庭でご用意いただきます。

※年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の4月1日の年齢で決定します。

多子世帯等の免除制度があります。（下表）

副食費の額は、各施設により異なりますので、入所施設でご確認ください。

【1号認定】※空欄に該当する世帯は、保護者負担があります。

階層区分		第1子	第2子		第3子	
			同時入所	同時入所以外	同時入所	同時入所以外
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除
第3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	免除	免除	免除	免除
第4階層		77,101円以上 211,200円以下			免除	
第5階層		211,201円以上			免除	

※階層区分の決定方法は、保育料に準ずる。

【2号認定】※空欄に該当する世帯は、保護者負担があります。

階層区分		第1子	第2子		第3子		
			同時入所	同時入所以外	同時入所	同時入所以外	
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	
第2階層	市町村民税非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	
第3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	免除	免除	免除	免除	
第4階層		57,700円未満	免除	免除	免除	免除	
第4階層		57,700円以上 77,101円未満	課税世帯			免除	免除
			うち母子世帯等	免除	免除	免除	免除
第5階層		77,101円以上 97,000円未満				免除	免除
			97,000円以上 169,000円未満			免除	免除
第6階層		169,000円以上 301,000円未満				免除	免除
第7階層		301,000円以上 397,000円未満				免除	免除
第8階層	397,000円以上				免除	免除	

※階層区分の決定方法は、保育料に準ずる。

子育てのための施設等利用給付認定について

令和元年10月1日からはじまった「幼児教育・保育無償化」において、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料については、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けた場合、施設等利用給付の対象となり、無償化の対象となります。

施設等利用給付認定は申請書を立山町で受付した日よりさかのぼって認定することはできません。必ず事前に申請してください。

以下のサービスを利用する方が認定を受けることができます。

- ア. 私学助成幼稚園
- イ. 認可外保育施設
- ウ. 一時預かり事業、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業
- エ. 病児保育事業
- オ. ファミリー・サポート・センター事業

【対象となる児童】

- 新1号認定：幼稚園（新制度園をの除く）を利用する満3歳以上の児童
 - 新2号認定：保育が必要な理由に該当する3歳児（年少）から5歳児（年長）の児童
 - 新3号認定：保育が必要な理由に該当する住民税非課税世帯の0歳から2歳児の児童
- ※教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている場合や企業主導型保育事業を利用している場合は、この認定の対象外となります。

【保育の必要性について】

新2号認定、新3号認定を受けるには、保護者の就労、妊娠・出産、疾病・障害などの、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）が必要です。具体例は、3ページの保育認定基準（2号・3号）をご参照ください。

▼1号認定でかつ在籍する幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する児童（新2号認定・新3号認定）

■無償化の内容：対象児童の預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

実費徴収（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費など）は対象外です。

新2号認定…月11, 300円（450円×利用日数）まで無償化

新3号認定…満3歳に達する日からその日以後の最初の3月31にまでの間の利用については、月16, 300円（450円×利用日数）まで無償化

▼未就園児で、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する児童（新2号認定・新3号認定）

■無償化の内容；施設の利用料が無償化の対象となります。

実費徴収（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費など）は対象外です。

新2号認定…月37, 000円まで無償化

新3号認定…月42, 000円まで無償化

【子育てのための施設等利用給付認定申請】

■申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- 個人番号（マイナンバー）確認資料…7ページを参照
- 保育を必要とする事由を証明する書類（新2号認定・新3号認定のみ）…6ページを参照

■申請場所

立山町健康福祉課児童福祉係

■申請期日

利用希望月の前々月の11日（土日祝日の場合は翌開庁日）～前月の10日（土日祝日の場合は直前の開庁日）

■現況届について

認定を受けられた後、毎年、家庭状況に変更がないか、保育の要件を満たしているかを現況届にて確認させていただきます。（毎年12月頃予定）

【施設等利用費の請求】

施設等利用給付は、償還払いになります。利用料は一旦、施設へお支払いいただきます。
立山町健康福祉課児童福祉係へ請求手続きをしてください。

■請求に必要な書類

- 施設等利用費請求書（償還払い用）
添付書類：申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し（添付書類は初回のみ）
- 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- 特定子ども・子育て支援提供証明書
- 活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業利用の場合）

■請求期日

3か月ごとにお支払いします。以下の表を目安にお手続きをお願いいたします。

利用月	請求期日	振込月
4月、5月、6月	7月末日	8月
7月、8月、9月	10月末日	11月
10月、11月、12月	1月末日	2月
1月、2月、3月	4月末日	5月

特別保育事業について

【延長保育】 *事前に手続きが必要です。

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けた場合は、開園時間の範囲で保育時間の延長を利用することができます。利用する場合には、別途利用料金が必要です。

【利用料金】

	延長利用時間	日額
保育短時間認定の方	7:00~8:30	300円
	7:30~8:30	200円
	16:30~17:30	200円
	16:30~18:00	300円
保育標準時間認定の方	18:00~19:00	300円(※1)
	18:00~20:00	600円(※2)

※1 毎月1日から月末までの利用料金の上限は2,500円です。

※2 毎月1日から月末までの利用料金の上限は5,000円です。

*保育標準時間認定のうち、保育料の階層区分が第1階層、第2階層の場合は減免措置があります。

第1階層…無料

第2階層…18:00~19:00の利用料上限額600円、18:00~20:00の利用料上限額1,200円

【休日保育】 *在園児が利用できます。

就労により、日曜祝日も保育が必要な場合は、休日保育を利用することができます。

その場合は、休日に勤務を要する証明書等の提出が必要です。なお、原則保護者が勤務を要しない平日にお休みしていただきます。

【実施している施設】あおぞら保育園、かがやき保育園、高原保育園

【利用時間】午前8時30分から午後5時まで

【年末年始保育】 *在園児が利用できます。

就労により、年末年始(12月29日から1月3日まで)も保育が必要な場合は、年末年始保育を利用することができます。

その場合は、年末年始に勤務を要する証明書等の提出が必要です。

【一時預かり】 *未就園児が利用できます。*事前に手続きが必要です。

保育所等へ通園していないお子さんで、都合(仕事、通院、冠婚葬祭等)により保育できない場合に、一時的にお預かりします。

【実施している施設】みどりの森保育園、あおぞら保育園、かがやき保育園、高原保育園、むつみ幼稚園

【利用時間】午前8時30分から午後4時まで

【利用料金】平日 2,000円(昼食あり) *昼食なしの場合は、1,800円

土曜日 3,000円(高原保育園のみ実施)

日曜日・祝日 5,000円(高原保育園のみ実施)

【預かり保育】 *1号認定の在園児が対象です。

認定こども園に在籍し、幼稚園部分を利用している児童が、教育時間以外（通常の教育時間外及び長期休業期間等）に保護者の都合により預かり保育が必要な場合に利用できます。

利用時間や利用料金については、各施設へお問い合わせください。

※保護者の状況により、子育てのための施設等利用給付を受けることができます。（16 ページ）

【実施している施設】 高原保育園、むつみ幼稚園

【病児・病後児保育】 *事前登録が必要です。

病気等で集団保育が困難な場合、保護者の勤務等やむを得ない事由によりご家庭で看病を行うことができない場合にお預かりいたします。利用にあたっては、かかりつけ医の「診療情報提供書」が必要です。

【実施している施設】 病児・病後児保育室「ひまわり」（あおぞら保育園敷地内）

TEL：076-463-0062

【利用対象者】

立山町、富山市、舟橋村、上市町に住所を有する児童、又は立山町外に住所を有するが父母のいずれかの勤務地が立山町にある児童（生後6カ月から小学3年生まで）

【利用定員】

1日3名まで

【利用時間】

午前8時から午後6時まで

【利用料金】

1日 2,000円（別途昼食代200円）

【お迎え型病児保育事業】

富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室（TEL：076-461-4801）

保育所などで急にお子さんの体調が悪くなった時、保護者（近親者）に代わって、富山市の看護師と保育士がタクシーでお迎えに行き、かかりつけ医などを受診した後、センター内の病児保育室でお子さんをお預かりします。

詳しくは、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室へお問い合わせください。

【利用対象者】

富山市、立山町、滑川市、舟橋村、上市町に住所を有し、体調不良児型病児保育事業を実施していない保育所等に通っている満1歳以上の未就学児

*体調不良児対応型病児保育事業を実施していない町内施設：岩嶽保育所、下段保育所、むつみ幼稚園

【利用料金】

基本料金1回1律2,000円+タクシー代の2分の1

*立山町民で利用された方には、別途タクシー代への助成制度がありますので、立山町健康福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

立山町内の保育施設について

*各施設の記事については、施設からいただいた原稿をそのまま掲載しています。

公設公営保育所

施設概要	<p>岩嶺保育所（定員50名）</p> <ul style="list-style-type: none">■所在地：岩嶺寺 105-8■電話番号：076-483-1451■入所可能年齢：満6カ月■開所時間：平日7時～18時 土曜7時～18時※土曜保育は、下段保育所で拠点保育となります。
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none">・延長保育（短時間認定のみ）・年末年始保育 <p>◇取り組み◇</p> <ul style="list-style-type: none">・地域活動事業として、地域の方とさつま芋の苗植えや芋ほりなどを行っています。・未就園児を対象に、にこにこ広場を年7回実施しています。・年9回、お話の会を開き、素話や絵本に親しむ機会を作っています。 <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none">・ぬくもりのある木造建築の施設で、中央に大きな吹き抜けがあります。周辺にはグリーンパーク吉峰があり、自然豊かな環境に立地しています。また、岩嶺寺駅や立山小学校が身近にあるので、散歩に出かけ、小学生や地域の人とのふれあいを楽しんでいます。・3歳以上児は縦割り保育を基盤とし、年齢別保育も取り入れています。 <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者会費あり（半年毎に3,000円）・新学期用品や遠足などの行事に必要な経費は実費徴収します。・2歳児からスモック、体操服を着用しています。
町HPより	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。



公設公営保育所

施設概要	<p>下段保育所（定員70名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所在地：榎1 ■電話番号：076-463-1845 ■入所可能年齢：満6カ月 ■開所時間：平日7時～18時 土曜7時～18時※土曜保育は、下段保育所で拠点保育となります。
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育（短時間認定のみ） ・年末年始保育 <p>◇取り組み◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流事業：地区公民会、地区社会福祉協議会、榎地区住民とのふれあい交流事業 ・異世代交流事業：小中学生との交流、地区高齢者とのふれあいなど ・子育て支援事業：にこにこ広場（未就園児の親子の集い年7回実施）で、育児相談や情報交換の場として子育てのお手伝いをしています。 <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上児は、縦割り保育を生活の基盤とし、年齢別保育も取り入れています。 ・友情館での運動あそびや5歳児のサッカー教室（年2回）等の参加を通じて、健康な身体づくりに取り組んでいます。 ・お話の会（年5回）、5歳児お茶会（年3回）を通じて、物事に取り組む集中力や落ち着いて人の話を聞こうとする態度を身に着けます。 <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会費あり（月500円。3か月毎に集金） ・遠足等の行事に必要な経費は実費です。
町HPより	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。



公設民営保育園

施設名	みどりの森保育園 （定員120名） （運営法人：社会福祉法人高原福祉会） ■所在地：高原ハツ屋108 ■電話番号：076-462-2248 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日7時～19時 土曜7時～18時
紹介文	◇特別保育◇ ・延長保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援拠点事業（のびのびひろば） ・マイ保育園 ◇特色◇ ・ぬくもりのあるやさしい環境の中で、子ども達を主人公として共に育ち合い、たくましい体と豊かな心を育てる保育をしています。 ・地域の方との交流を盛んに取り入れ、様々な体験をとして「人と関わる力」を育てています。 ■諸経費・その他 ・保護者会費あり ・入園準備教材や遠足等行事に必要な経費は実費 ・2歳児の秋からスモック着用
町HPより	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。



公設民営保育園

施設名	<p>かがやき保育園（定員150名） （運営法人：社会福祉法人相幸福社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所在地：前沢 2543-1 ■電話番号：076-463-4656 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日 7時～20時 土曜 7時～20時 日祝日 8時30分～17時
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育（18：00～20：00） ・休日保育（8：30～17：00） ・年末年始保育 ・一時預かり（8：30～16：00） ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援拠点事業（はるかぜ広場、はるかぜサークル） <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立山町の中心に位置し、たくさんの人や物と触れ合える地域性を生かし、様々な体験や交流を図っています。 ・3歳以上児クラスにおいては、縦割り保育を生活の基盤とし、年齢別保育も取り入れながら、講師による5歳児対象のあいうえお教室、4．5歳児対象の体操・プール・音楽教室を実施しています。 <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会費あり（年間4,000円） ・保育用品（入園準備品）や遠足等行事に必要な経費は実費です。 ・3歳児からスモックや体操服を着用しています。
町HPより	<p>QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。</p>



公設民営保育園

施設名	<p>あおぞら保育園（定員160名） （運営法人：社会福祉法人相幸福社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所在地：横沢1 ■電話番号：076-463-0061 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日7時～20時 土曜7時～20時 日祝日8時30分～17時
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・休日保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援室を併設しています。子育ての情報や相談等も行います。 ・地域活動事業として、小学生との交流やデイサービス施設訪問、高齢者とのふれあいなど世代間交流事業を行っています。 <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り保育、年齢別保育の中で一人一人の可能性を十分に伸ばし、主体的に生活できるこどもに育つように保育をしています。 ・講師による音楽教室、あいうえお教室、ボランティアによるお話を会を実施しています。 ・地域の高齢者の方との交流事業を行っています。 <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会会費あり（前期・後期会費があります） ・入園準備材料費や遠足などの行事に必要な経費は実費です。 ・3歳児からスモック、体操服を着用しています。 （スモック3,200円程度、体操服上下4,000円程度）
町HPより	<p>QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。</p>



私立幼保連携型認定こども園

施設名	<p>高原保育園 (定員135名 1号:15名 2・3号:120名) (運営法人:社会福祉法人高原福祉会)</p> <p>■所在地:竹林45 ■電話番号:076-463-1430 ■入園可能年齢:満3カ月 ■開園時間:平日7時~20時 土曜7時~20時 日祝日8時30分~17時</p> <p>※1号認定の利用時間は、直接施設へお問い合わせください。</p>
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・休日保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・預かり保育(1号在園児) ・体調不良児対応型病児保育 ・子育て支援(サークル) ・乳児保育(3か月~) ・障害児保育 <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高低差のある芝生の園庭でこども達のがのびのびと遊びます。 ・冬季は薪ストーブがあたたかく、ひのきの床は素足にとっても気持ち良いです。 ・バス送迎(時間、コースが合えば)が可能です。 <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカースクール(4・5歳児) 無料 ・英会話教室(4・5歳児) 無料 ・0,1歳児 保育中のおむつ無料 ・保護者会の会費 月550円(全園児) ・バス維持費 月2,000円(3~5歳児)
町HPより	<p>QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。</p>



私立幼保連携型認定こども園

施設名	<p>むつみ幼稚園（定員130名 1号：40名 2・3号：90名） （運営法人：学校法人むつみ学園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所在地：五百石 82 ■電話番号：076-462-1570 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日 7時～19時 土曜 7時～17時 <p>※1号認定の利用時間は、直接施設へお問い合わせください。</p>
紹介文	<p>◇特別保育◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・預かり保育（1号在園児） ・にこにこキッズルーム（おおむね月2回） <p>◇特色◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教的な情操教育を基盤とした教育と保育 ・木下式音感教育を取り入れた適時教育（年少児より） ・E S L（英語）（年中児より、おおむね週1回） ・茶道教室（年長児、月1回） ・運動指導員による体操教室（年少児より月1回） <p>■諸経費・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人にかかる教材費や学用品、特色活動講師謝礼（3歳児より） ・制服、トレーニングウェア、カバン、絵本等（2歳児より）
町HPより	<p>QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。</p>



企業主導型保育園

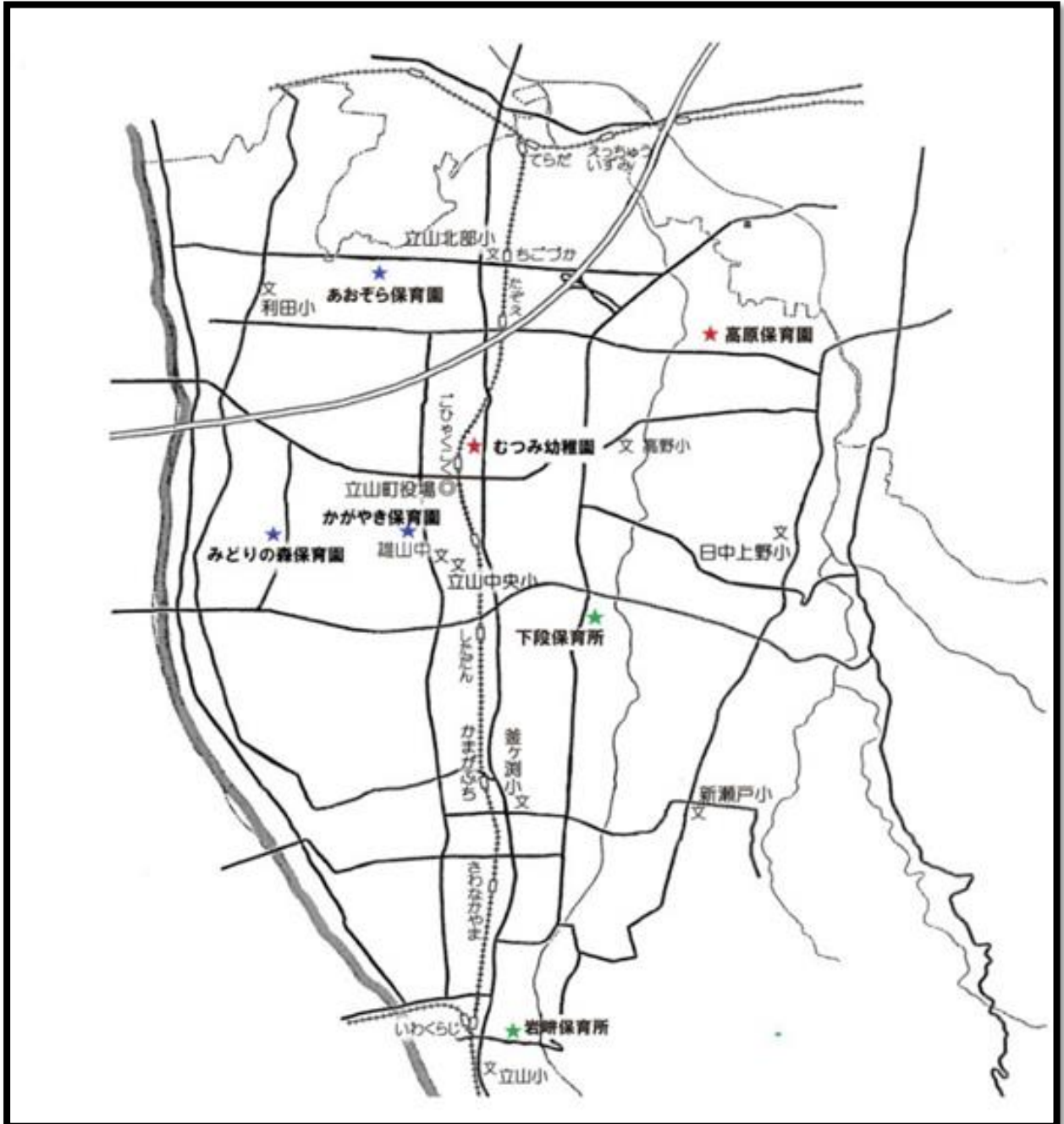
※認可外保育園のため、入所の手続きや利用料は直接施設へお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の対象外です。

施設名	<p>エミーズナーサリー（定員12名 うち従業員枠6名、地域枠は6名） *定員構成は変更する場合があります。</p> <p>（運営法人：医療法人財団恵仁会）</p> <p>■所在地：大石原 226</p> <p>■電話番号：076-482-2636</p> <p>■入園可能年齢：0歳児～2歳児</p> <p>■開園時間：平日 8時～19時 土曜 8時～19時 ※19時以降延長なし ※日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）は休園</p>
紹介文	<p>◇特別保育◇ ・一時預かり（5歳児までお預かりできます）</p> <p>◇特色◇ ・2019年に開設した藤木病院隣接の少人数の保育園です。ご家庭にいるようなりラックスした空間で、こどものペースを大切にのびのび元気に過ごせる保育に取り組んでいます。 ・保護者の皆様との連携を深め、日々の子育てを精一杯サポートします。</p> <p>■保育認定について 【従業員枠】保護者が設置事業者に勤務していること。保護者のいずれもが就労要件を満たしていること。 【地域枠】お住まいの市町村長より保育支給認定の3号認定を受けている方。</p> <p>■保育料について ※軽減措置はありません。 ・月極保育 地域枠 36,000円 ・一時預かり 1,500円～（別途昼食代） ※従業員枠の料金については、施設へお問い合わせください。</p>



立山町内の保育所・認定こども園所在地



立山町内の保育所・認定こども園一覧

	施設名	所在地	電話	定員	特別保育事業				
					延長保育	土曜保育 (注1)	休日保育	一時預かり (注2)	
								平日	土曜日祝
保育所	岩嶽保育所	岩嶽寺 105-8	483-1451	50	18時	○	-	-	-
	下段保育所	榎 1	463-1845	70	18時	○	-	-	-
	みどりの森保育園	高原ハツ屋 108	462-2248	120	19時	○	-	3か月～	-
	あおぞら保育園	横沢 1	463-0061	160	20時	○	○	6か月～	-
	かがやき保育園	前沢 2543-1	463-4656	150	20時	○	○	6か月～	-
認定こども園	高原保育園	竹林 45	463-1430	135	20時	○	○	3か月～	3か月～
	むつみ幼稚園	五百石 82	462-1570	130	19時	○	-	6か月～	-
企業	エミーズナーサリー	大石原 226	482-2636	6	19時	○	-	2か月～ 5歳児	-

(注1) 岩嶽保育所と下段保育所の土曜保育は、下段保育所を拠点として実施します。

(注2) 一時預かりは、満3か月、満6か月になった次の月からの利用となります。

*保育所はすべて公立保育所となりますが、「みどりの森保育園」「あおぞら保育園」「かがやき保育園」は社会福祉法人へ運営委託しております。



【お問い合わせ】
立山町健康福祉課児童福祉係
 〒930-0221 立山町前沢 1169
 元気交流ステーションみらいぶ3階
 TEL076-462-9955

